

18伊産農第375号
平成18年 3月 9日

福島県知事 様

伊達市長 仁志田 昇司



字の区域の変更について（通知）

このことについて、平成17年12月21日付け梁川町告示57号をもって告示したのでお知らせいたします。

（ 事務担当：産業部農林課 梁川国土調査室 電話（024）577-7232 ）



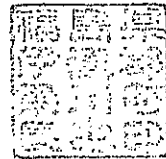
梁川町告示 57 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、本町の区域内の字の区域を次のとおり変更するので、同法第260条第2項の規定により告示する。

なお、当該字の区域の変更は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定による成果の認証の日から施行するものとする。

平成17年12月21日

梁川町長 池田善治



編入する字名	左記に編入される区域
大字東大枝字北町	大字東大枝 字町頭 1-1 字昭和 54 の一部
大字東大枝字町頭	大字東大枝 字昭和 54 の一部
大字東大枝字東荒田	大字東大枝 字町頭 1-2、1-6、10-3、37-2 字西部 193、194、195-1、195-2、251 字住吉 4-2、7-1、7-5、8-3 及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部
字東土橋	大字柳田 字下畑田 39-2、40-2、40-3、41-2 42-1、42-2、43